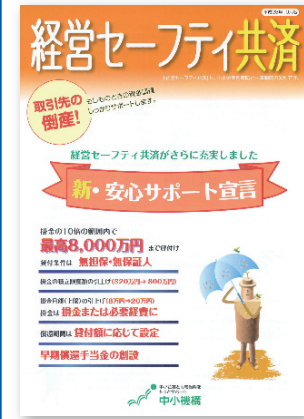


共済特集

商工会でこんな保険共済に加入できます



経営セーフティ共済 (中小企業基盤整備機構)



経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者が倒産した際に、**中小企業が連鎖倒産や経営難に陥る事を防ぐための制度**です。無担保・無保証人で掛金の最高10倍(上限8,000万円)まで借入れでき、掛金は損金または必要経費に算入できる税制優遇も受けられます。

小規模企業共済 (中小企業基盤整備機構)



国の機関である中小機構が運営する小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための、積み立てによる退職金制度です。現在、全国で約133万人*の方が加入されています。掛金は**全額を所得控除**できるので、高い節税効果があります。将来に備えつつ、契約者の方が様々なメリットを受けられる、今日からおトクな制度です。

中小企業退職金共済 (勤労者退職金共済機構)



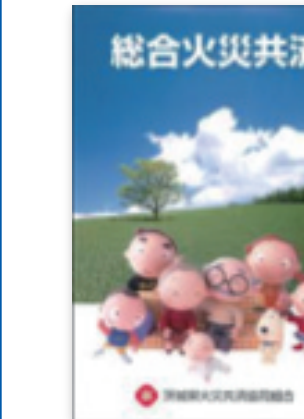
中小企業者の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、これによって**中小企業の従業員の福祉の増進**と、中小企業の振興に寄与する事を目的としたもので、事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。

福祉共済 (全国商工会連合会)



商工会会員の皆様のために、全国商工会連合会が全く新しく開発し、商工会、都道府県商工会連合会、全国商工会連合会が一体となって運営する共済制度です。具体的には、「けがの掛金は2,000円～4,000円」「けがの加入者への特約として医療特約がプラス1,000円(入院時)」「がん保険 年齢により3,000及び6,000円」「生命保険 年齢により」と、セット加入も可能です。

火災共済 (茨城県火災共済協同組合)



龍ヶ崎市商工会が代理所をつとめる火災の保険です。火災保険の新規契約、乗換等のご要望などありましたら、商工会の火災共済にお見積りをご相談ください。

自動車共済 (関東自動車共済協同組合)



龍ヶ崎市商工会が代理所をつとめる自動車保険です。自動車保険の新規契約、乗換等のご要望などありましたら、商工会の自動車共済にお見積りをご相談ください。

貯蓄共済 (ジブラルタ生命)



しっかり貯蓄…自己資本の充実・健全な経営に役立ちます。掛金は1口からOK: 1口月2,000円から10口20,000円まで。毎月の掛金は口座振替で知らず知らずのうちに積立ができます。掛金の大部分は積立金になり10年後には元利金(=積立掛金-保険料-手数料分)が戻ります。

持続化給付金 (自身で申請)



●持続化給付金

■持続化給付金とは

新型コロナウイルス感染拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。

詳しくは

持続化給付金

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



〈個人事業主の方〉

個人事業等のみな様

給付額		給付額の算定例 青色申告の場合												給付額の算定例 白色申告の場合											
給付額の算定式		2019年												2020年											
給付額	給付額	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
給付額	給付額	30	20	10	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	20	10	30	30	30	30	30	30	20	20	30
給付額	給付額	40	20	20	13									40	20	20	10								

〈中小法人等の方〉

中小法人等のみな様

給付額		給付額の算定例 3月決算												給付額の算定例 12月決算											
給付額の算定式		2019年												2020年											
給付額	給付額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
給付額	給付額	50	30	40	50	40	30	40	50	50	50	30	40	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
給付額	給付額	20											40	20	20	13									

個人事業主・中小法人等 ～共通の計算方法～

2020年5月1日より10万円未満の金額は切り捨てて算定方法で給付してきましたが、5月8日に給付金の算定方法を変更し、10万円未満(1円未満切り捨て)の金額を給付することとなりました。
5月中に申請を切り捨てた金額で申請を行った申請者のみならず、6月2日より申請書の提出を開始しています。申請金額を記載した2通目の給付通知を登録した住所へお送りしていますので、ご確認ください。
6月1日までに給付金の振込を受けていない申請者のみなさまへは、6月2日以降、申請を改めて申請書を含めた金額を振り込みます。
また、6月2日以降に申請を行う場合は、電子申請画面に10万円未満(1円未満切り捨て)の給付金額を含む金額が表示され、その金額が振り込まれます。